

議案第 43 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石垣市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 13 条第 4 項中「100 分の 130」を「100 分の 122.5」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第13条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのフルタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

第 21 条中「別で定めるものを除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第 21 条の 2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、第 13 条の 2 の規定を準用する。

(石垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 石垣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年石垣市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月18日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日に施行されることに伴い、関係条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石垣市条例第 33 号）の一部を改正する条例の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u> _____ をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u> _____ をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。</u></p>

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第 21 条 パートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が別で定めるものを除く。)の期末手当は、第 13 条の規定を準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の総額は、そのフルタイム会計年度任用職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第21条 パートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が別で定めるものを除く。次条において同じ。)の期末手当は、第13条の規定を準用する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第 21 条の 2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、第 13 条の 2 の規定を準用する。

石垣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年石垣市条例第12号）の一部を改正する条例の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(_____ 会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として給与条例第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第22条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として給与条例第10条第3項に規定する規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>